

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R2—35)

別紙1

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--------------|---|-------|--------------------------------|--|------------|------------|--------------------|-------------------------|-------------------------------|---|
| 施策名 | 目標7-3 石綿健康被害救済対策 | | | | 担当部署名 | 環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室 | | | 作成責任者名 (※記入は任意) | 石綿健康被害対策室長 吉住 奈緒子 | | |
| 施策の概要 | 石綿の健康被害の救済に関する法律(以下「石綿法」という。)に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。 | | | | 政策体系上の位置付け | 施策7 環境保健対策の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)第1条、第80条 | | | 政策評価実施予定時期 | 令和2年9月 | | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | | | | | 年度ごとの実績値 | | | | | | | |
| 1 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数) | 173% | H18年度 | 120日(平成18年度の3割減) | — | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | ・石綿による健康被害の迅速な救済を図るためには、認定業務に係る期間を短縮することが重要であり、療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数を指標として選定。 ・これまでは、事務手続の効率化・必要な提出書類に関する医療機関への周知等により、平成18年の石綿健康被害救済制度発足当時の平均処理日数の2割減を維持するよう目標を設定してきたところ。平成26年度以降は、これらの取組を着実に実施することにより、制度発足当時の平均処理日数の3割減を維持するよう目標を設定。 |
| | | | | | 106 | 98 | 96 | 90 | — | / | / | |
| 測定指標 | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況(目標) | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | | | | | 施策の進捗状況(実績) | | | | | | | |
| 2 石綿読影の精度確保等調査事業の参加自治体数 | — | — | 令和3年度以上の自治体数(参加自治体数を増やすことにより効果的な健康管理の在り方について検討に資する知見の収集を合理化を図る) | R6年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | ・石綿法制定時の附帯決議で、石綿にばく露した可能性のある周辺住民に対する健康相談及び問診の実施や、医学的に必要と認められる住民に対する定期的な経過観察等、健康管理対策を図るよう努めることとされているほか、令和2年度以降は石綿読影の精度確保等調査事業を通じて、さまざまなばく露状況を鑑みた効果的・効率的な健康管理の在り方について検討を行うことから、参加自治体数を増やすことが望まれるため、指標として選定。 |
| | | | | | 30自治体 | 前年度以上の自治体数 | 前年度以上の自治体数 | 前年度以上の自治体数 | 前年度以上の自治体数 | / | / | |
| 測定指標 | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | | | | | |
| 3 石綿健康被害救済小委員会報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の進捗 | 報告書に沿った必要な調査や措置の実施 | R3年度 | ・石綿健康被害救済小委員会において、平成28年12月に取りまとめられた報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」において、「現行制度の評価・検討の中でいくつかの論点も指摘されたことから、それぞれの論点について今後の方向性を提示した。今後、こうした方向性に沿って必要な調査や措置が可及的速やかに講じられ、5年以内に制度全体の施行状況の評価・検討を改めて行うことが必要である。」とされたため。 | | | | | | | | | |
| 達成手段(開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | R2年 行政事業レビュー 事業番号 | | |
| | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | | | | | | | | |
| (1) 石綿問題への緊急対応に必要な経費(平成18年度) | 706 (605) | 713 (601) | 686 (639) | 662 | 1, 2, 3 | ・(独)環境再生保全機構への交付金により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく救済給付の支給に係る認定業務等を実施。 ・各種調査・研究の実施により医学的判定の迅速化等に資するよう、石綿健康被害に関する知見等を収集。 ・石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の実施により、健康相談及び問診の実施や定期的な経過観察等、健康管理対策を図る。 ・これらにより、石綿健康被害救済制度を着実に運用するとともに、被害者及び遺族の迅速な救済を実施。 | | | | 258 | | |
| 施策の予算額・執行額 | 706 (605) | 713 (601) | 686 (639) | — | 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | | — | | | | | |